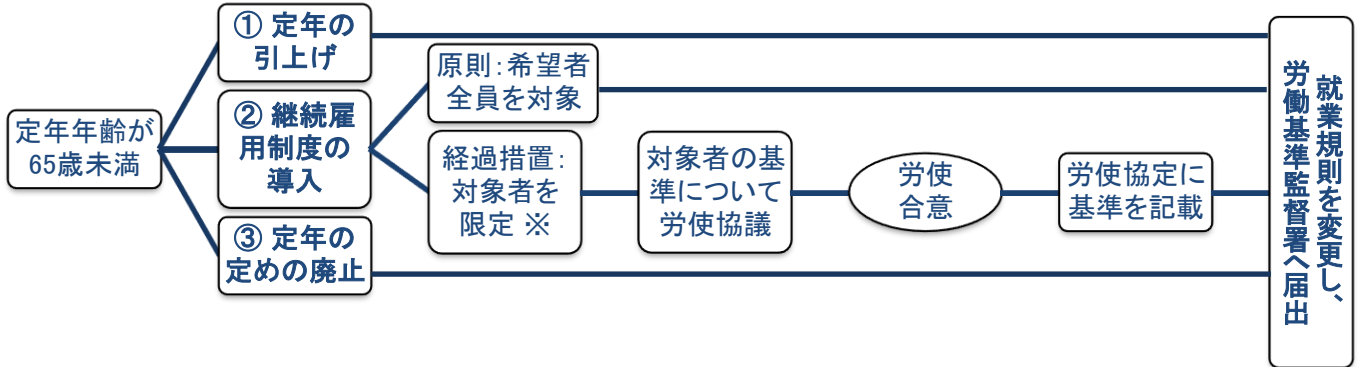


60歳以上の継続再雇用に関する法律・制度（2023年8月更新）

1. 高齢者雇用確保措置の実施義務

65歳未満の定年の定めをしている事業主は、高齢者の65歳までの安定した雇用を確保するため、次の①から③のいずれかの措置を講じなければなりません。



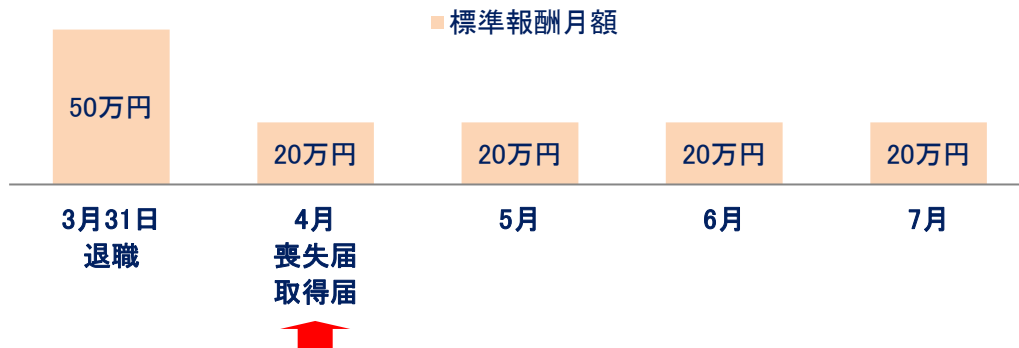
※ 令和7年(平成37)年3月31日までの経過措置として、平成25年3月31日までに労使協定により継続雇用制度の対象者を限定する基準を定めていた事業主については、老齢厚生年金(報酬比例部分)の受給開始年齢以上の者について、継続雇用制度の対象者を限定する基準を適用することが認められています。

<経過措置を適用した場合の基準の適用年齢>

対象者の生年月日	基準の適用年齢
昭和28年4月2日から昭和30年4月1日までの間に生まれた方	61歳
昭和30年4月2日から昭和32年4月1日までの間に生まれた方	62歳
昭和32年4月2日から昭和34年4月1日までの間に生まれた方	63歳
昭和34年4月2日から昭和36年4月1日までの間に生まれた方	64歳

2. 退職後継続再雇用された方の標準報酬月額決定方法（健康保険・厚生年金保険）

60歳以上の方が退職後継続再雇用され給与が低下した場合、再雇用された月から、再雇用後の給与に応じた標準報酬月額にすることができます。退職事由は定年に限りません。



退職日の翌日に、「被保険者資格喪失届」と「被保険者資格取得届」を同時に提出することにより、この特例を受けることができます(同日得喪)。これにより、再雇用後の標準報酬月額が通常月額変更を待たずに実態に基づいた額に改定されます。

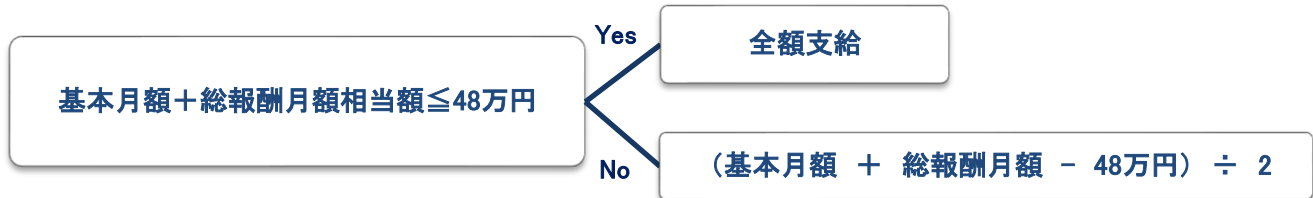
3. 在職老齢年金（厚生年金保険）

在職中の老齢厚生年金受給者について、年金の基本月額と総報酬月額相当額の合計額が一定の基準を超えたとき、年金の全部または一部が支給停止されます。支給停止は自動的に行われるため、ご自身での手続きは不要です。

<支給停止額の計算方法>

基本月額：老齢厚生年金額（厚生年金基金代行部分を含み、加給年金を除く）÷12

総報酬月額相当額：その月の標準報酬月額＋その月以前1年間の標準賞与額の総額÷12



【加給年金額が加算されている場合】

老齢厚生年金に加給年金額が加算されている場合、加給年金額を除いて在職老齢年金を計算します。

加給年金額の支給は、以下のとおりです：

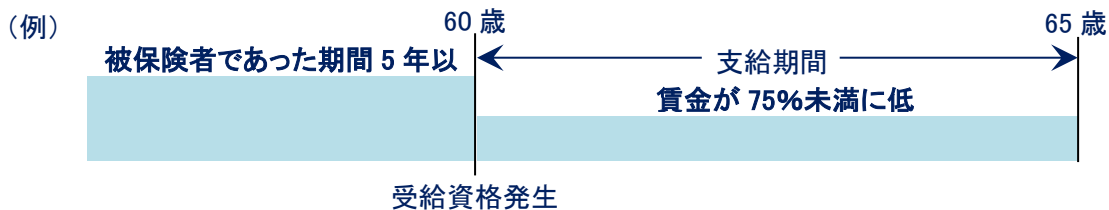
- | | | |
|------------------------|---|--------------|
| ① 老齢厚生年金が支給（一部支給）される場合 | → | 加給年金額は全額支給 |
| ② 老齢厚生年金が全額支給停止される場合 | → | 加給年金額も全額支給停止 |

4. 高年齢雇用継続基本給付金（雇用保険）

高年齢雇用継続基本給付金は以下の要件をすべて満たした方に支給されます。

- ① 60歳以上 65歳未満の雇用保険の一般被保険者であること
- ② 被保険者であった期間が5年以上あること
- ③ 原則として60歳時点と比較して、60歳以後の賃金が75%未満となっていること

※ 被保険者が60歳に到達した時点で、ハローワークに受給資格確認と賃金登録をしておいてください。



支給額は、各月の賃金が60歳時点の賃金の61%以下に低下した場合は、各月の賃金の15%相当額、61%超75%未満に低下した場合は、低下率に応じて各月の賃金の15%相当額未満の額となります。ただし、各月の賃金が **370,452円以上** の場合や、算定された支給額が **2,196円以下** の場合は支給されません。

（この額は、毎年8月1日および他不定期に変更される場合があります。）

5. 老齢厚生年金と高年齢雇用継続給付の併給調整（厚生年金保険・雇用保険）

老齢厚生年金（在職老齢年金）の支給を受けながら、同時に高年齢雇用継続給付の支給を受けている期間については、在職による年金の支給停止に加えて、次のとおり年金の一部が支給停止されます。

標準報酬月額が60歳到達時の賃金月額の61%以下	→	標準報酬月額の6%相当額
標準報酬月額が60歳到達時の賃金月額の61%超75%未満	→	標準報酬月額に6%から徐々に逡減する率（支給停止率）を乗じて得た額
標準報酬月額が60歳到達時の賃金月額の75%以上 または高年齢雇用継続給付の支給限度額（370,452円）以上	→	併給調整なし

以上